

審査基準表

(GHG見える化事業業務委託)

審査項目	評価の視点	配点	総合
1 事業趣旨の理解	事業の目的を理解しているか。	10	10
2 実施方法等	簡便かつ効果的な方法で企業等が温室効果ガス排出量を可視化できるか。	20	60
	事業者の特性に応じて、温室効果ガス削減につながる幅広い提案が期待できるか。	10	
	管理者として県がデータを閲覧、分析しやすいしくみとなっているか。	10	
	十分な効果が得られる支援方法や実施スケジュールとなっているか。	20	
3 業務実施体制	上記業務を行う人材の専門性や必要な体制は確保されているか。	10	10
4 業務実績	類似する業務(企業等の温室効果ガス排出量算定、省エネ・エネルギー転換に関する助言)の経験・ノウハウを本業務に活用することが期待できるか。	10	10
5 見積額	採点基準によらず、以下の式で算出する。 10点×応募者中最低見積額／当該応募者見積額 (小数点以下四捨五入)	10	10
合計		100	100

【審査方法】

- (1)委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2)全ての委員の点数を集計する。
- (3)集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4)委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5)参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】

	<10点>	<20点>
5 標準より非常に優れた提案	10点	20点
4 標準より優れた提案	8点	16点
3 標準的な提案	6点	12点
2 標準よりもやや劣る提案	4点	8点
1 標準より劣る提案	2点	4点